

地理科学学会細則

本会の運営は、会則に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

1. 事業

- 第1条 本会は毎年学術大会を会計年度始め（原則として6月中旬まで）に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- 第2条 本会は例会、巡検、講演会及び展示会などを随時開催する。
- 第3条 機関誌『地理科学』は、1会計年度に4回刊行する。
- 第4条 本会の刊行物については、合同委員会の決議により、寄贈、交換、その他の処理を行うことができる。

2. 会費および会員

- 第5条 本会の会費年額は、機関誌『地理科学』に公示するものとする。
- 第6条 本会の会員別会費年額は、次のとおりとする。
1. 一般会員 5,500 円、ただし、学生については 4,000 円
 2. 賛助会員 8,000 円
 3. 名誉会員の会費は、これを免除する。
 4. 一般の会費は、納入方法に応じ割り引きすることができる。
- 第7条 一定年齢に達した一般会員に対しては、本会が定める金額を一括納入すれば、その後の会費納入を免除することができる。
- 第8条 会費の納入は前納を原則とする。会費滞納者には会費滞納の旨を通知し、その後も会費の納入がない場合、合同委員会は議決により会費滞納者を除名することができる。連絡先変更の届けがなく、連絡不能となった会員については、合同委員会は議決により除名することができる。
- 第9条 本会に入会を希望する者は、所定の入会申込書に所要の事項を記入し、会費をそえて事務局に申し込むものとする。
- 第10条 本会より退会を希望する者は、その旨を事務局に速やかに申し出るものとする。

3. 合同委員会および専門委員会

- 第11条 合同委員会は、各専門委員会の立案事項を調整する。合同委員会は、原則として2ヶ月に1回開催する。
- 第12条 庶務専門委員会は、次の事項を分担する。
1. 公文書の発受
 2. 内外の学術団体および諸機関との連絡
 3. 学会活動の広報
 4. 合同委員会委員長の事務補助
 5. 総会の立案と運営
 6. ワーキンググループに関する事項
 7. その他庶務に関する事項
- 第13条 編集専門委員会は、次の事項を分担する。
1. 機関誌『地理科学』の編集

2. その他編集に関する事項

第14条 会計専門委員会は、次の事項を分担する。

1. 会費の徴収事務
2. 現金出納の管理
3. 予算および決算書の作成
4. 会員の入退会事務
5. 会員名簿の整理保管
6. 物品の購入および保管
7. 機関誌『地理科学』の発送
8. 図書類の收受、整理、保管
9. その他会計および会員に関する事項

第15条 集会専門委員会は、次の事項を分担する。

1. 学術大会の計画と運営
2. 例会、巡検、講演会および展示会の計画と運営
3. その他集会に関する事項

4. 書記

第16条 役員職務を補助するため、予算の範囲内で有給の書記を置くことができる。

5. 事務局

第17条 本会の事務局は、当分の間、広島大学大学院文学研究科地理学教室内に置く。

6. 細則の変更

第18条 本細則の変更は、合同委員会で行うことができる。ただし、第3条および第6条の変更については、総会において承認を得るものとする。

付則 本細則は1983年10月30日より、これを施行する。

本細則は1988年4月1日一部改正。

本細則は1994年4月1日一部改正。

本細則は1999年5月30日一部改正。

本細則は2000年5月13日一部改正。

本細則は2003年5月9日一部改正。

本細則は2015年10月15日一部改正。